

目黒区就学援助費支給要綱

平成16年3月12日付け目教学第1292号決定

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び関係法令に基づき、小・中学校における義務教育を円滑に実施するため、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒について、学用品を購入する等のために就学援助費（以下「援助費」という。）を支給し、就学に必要な援助を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において保護者とは、目黒区内に住所を有し、国立又は公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）（以下「小・中学校」という。）に在学する児童又は生徒（以下「支給要件児童生徒」という。）を扶養する父、母又は父母に扶養されない支給要件児童生徒を扶養する者をいう。

(支給対象者)

第3条 援助費は、次の各号のいずれかに該当する保護者に支給する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者で教育扶助を受けている者（以下「要保護者（生活保護法適用者）」という。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童養護施設の長で教育扶助費に相当する措置費の支給を受けている者（以下「要保護者（児童福祉法適用者）」という。）
- (3) 次のいずれかに該当する者のうち、経済的に困窮し援助費を必要としている者（前2号に該当する者を除く。以下「準要保護者」という。）
 - ア 当該年度又は前年度に、生活保護法に基づき、保護の停止又は廃止を受けた者
 - イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定により、保険料を減免されている者
 - ウ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により、児童扶養手当の支給を受けている者
 - エ 震災、風水害、火災等を被ったことにより、学用品、通学用品等の購入に不自由している者
 - オ 保護者の属する世帯の前年の合計所得（1月から3月までの間の申請にあつては前々年の合計所得とする。）の合計が、生活保護法第8条の規定に準拠して算定した額以下である者
 - カ その他、婚姻の解消、生死の不明等の事由により、収入が急激に減少した者

(受給の認定)

第4条 保護者は、援助費を受けようとするときは、別に定める申請書に受給資格を証する書類を添えて目黒区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請し、認定を受けなければならない。

(支給費目)

第5条 援助費の支給費目の範囲は、次の表の中欄に掲げる保護者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

	区 分	支 給 費 目
1	要保護者（生活保護法適用者）	校外宿泊費（部活動合同合宿のみ）、修学旅行費、卒業記念アルバム費、部活動費、医療費
2	要保護者（児童福祉法適用者）	校外宿泊費、部活動費、卒業記念アルバム費
3	準要保護者	学校給食費、学用品費、通学用品費、入学支度金費、校外行事費、校外宿泊費、修学旅行費、体育実技用具費、卒業記念アルバム費、部活動費、医療費

（支給期間）

第6条 援助費は、第4条の規定により認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対して、当該年度の初日（この日後に支給要件を具備するに至ったときは、その事実が発生した日）から当該年度の末日（この日前に支給要件を欠くに至ったときは、その事実が発生した日）までの期間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、目黒区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年10月目黒区教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第4条第1項第1号に規定する夏季休業日の開始日（以下「夏季休業日開始日」という。）後に申請があったときは、申請があった日から支給する。

3 第1項の場合において、当該年度の初日以降に支給要件を具備するに至った場合であって、その事実が発生した日から1か月以内に申請があったときは、その事実が発生した日から支給する。

4 医療費の支給期間については、別に定めるところによるものとする。

（支給額）

第7条 援助費の年度を単位とした支給額は、認定を受けた支給要件児童生徒（以下「支給対象児童生徒」という。）1人につき、別表1に掲げるとおりとする。

2 前条に規定する支給期間について、当該期間の開始が年度途中からである場合又は終了が年度途中までである場合の支給費目ごとの支給額は、支給対象児童生徒1人につき、別表2に定めるとおりとする。

（支給額の改定）

第8条 援助費は、受給資格者においてさらに支給要件児童生徒たる要件を具備するに至った者があるときは、その事実が発生した日から支給額を改定する。

2 前項の場合において、事実が発生した日から1か経過した後申請があったときは、申請があった日から支給額を改定する。

3 援助費は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日の翌日から支給額を改定する。

（1）支給対象児童生徒のうちに支給要件を欠くに至った者があるとき。

（2）生活保護の開始又は廃止があったとき。

(3) 支給対象児童生徒のうちに児童養護施設に入所した者があるとき。

(支給日等)

第9条 援助費の支給日は、7月、9月、12月及び翌年3月のそれぞれ末日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 認定を取り消したとき。

(2) 支給日が経過した後において支払うとき。

(3) 前号に規定するもののほか、災害その他目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認めるとき。

2 前項に規定する支給日に支給する費目及び額は、別表3に定めるとおりとする。

3 医療費の支給日は別に定めるものとする。

(支給方法)

第10条 援助費は、受給資格者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者から援助費の受領、管理及び返還について委任を受けた学校長から依頼があったときは、直接学校長に支払うことができる。

3 医療費の支給方法については、別に定めるものとする。

(支給の過誤調整)

第11条 支給すべきでない費目等について支払いが行われたときは、その支払われた費目等は、その後に支払うべき費目等の内払いとみなすことができる。

2 当該年度において、支給対象児童生徒について、他から援助費又は奨励費が支給されていたときは、その受給状況により支給額を調整することができる。

(届出義務)

第12条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 氏名を変更したとき、又は支給対象児童生徒のうちに氏名を変更した者があるとき。

(2) 住所を変更したとき又は支給対象児童生徒のうちに住所若しくは在学する学校を変更した者があるとき。

(3) 新たに支給要件を具備するに至った児童又は生徒があるとき。

(4) 支給要件を欠くに至った児童又は生徒があるとき。

(5) 生活保護の開始又は廃止があったとき。

(6) 支給対象児童生徒のうちに児童養護施設に入所したものがあるとき。

(7) 援助費の受給を辞退するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、援助費の支給額が改正されるべき事由が生じたとき。

(認定の取消し)

第13条 教育委員会は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格者としての認定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 認定内容と事実が異なることが判明したとき。

(3) 援助費を他の用途に流用したとき。

(援助費の返還)

第14条 前条の規定による認定の取消し及び支給額の改定を行ったときに過払いとなった援助費があるときは、教育委員会は、当該援助費をその者から返還させなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の目黒区就学援助費支給要綱第2条第3号の規定により支給要件児童生徒として認定した国・私立の小・中学校に在学する児童・生徒については、平成16年3月31日から引き続いて同じ小・中学校に在学する場合に限り、なお平成17年3月31日までの間は、従前の例による。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第7条関係)

支給費目	支 給 額 (年 額)	支給対象	支給限度
学校給食費	学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条第2項に規定する学校給食費として、保護者が当該年度に学校に支払う実額	全学年	
学用品費	当該年度の都区財政調整にかかる基準財政需要額を算定するに当たり定める児童・生徒1人当たりの要保護準要保護児童生徒就学援助費歳出積算基礎(以下「都区財政調整積算基礎」という。)の「学用品費」の額	全学年	

通学用品費		当該年度の都区財政調整積算基礎の「通学用品費」の額	小学2～6年及び中学2～3年	
入学支度金費		当該年度の都区財政調整積算基礎の「新入学学用品費等」の額	小学1年及び中学1年	
校外行事費		当該年度の都区財政調整積算基礎の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の6を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）	小学1～2年	
		当該年度の都区財政調整積算基礎の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額	小学3～4年	
		当該年度の都区財政調整積算基礎の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の14を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）	小学5年	
		当該年度の都区財政調整積算基礎の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の7を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）	小学6年	
		当該年度の都区財政調整積算基礎の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額	中学全学年	
校外宿泊費	体験教室 自然宿泊	当該年度の目黒区立小・中学校自然宿泊体験教室実施要項に定める賄費、雑費並びに支度金の額	当該行事に参加した者等	年度1回
	独自 宿泊事業	特別支援学級の独自の宿泊事業及び当該年度の目黒区立中学校独自宿泊事業支援要項に定めた、宿泊行事に参加するために直接必要な交通費、見学料及び均一に負担すべきこととなる経費の実額（合計で3万円を限度とする。）並びに支度金の額		年度1回
	合同 部活動 合宿	当該年度の目黒区立中学校部活動合同合宿実施要項に定めた、宿泊行事に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなる経費の実額（合計で3万円を限度とする。）並びに支度金の額		年度1回

修学旅行費	当該年度の都区財政調整積算基礎の「宿泊を伴わない校外活動費（遠足）」の額に10分の7を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）	小学6年	
	修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費の実額（合計で8万円を限度とする。）、並びに修学旅行参加支度金支給事業実施要綱（平成11年4月1日付け目福生第37号）に基づき目黒区が要保護者に支給する当該年度の「修学旅行参加支度金」と同額の支度金の額	中学3年 （当該行事に参加した者等）	年度1回。要保護者（生活保護法適用者）には支度金は支給しない。
体育実技用具費	保健体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ、剣道着、竹刀及び防具袋）で生徒全員が個々に用意することとされている柔道着又は防具一式のいずれか一つの用具購入にかかる実費（都区財政調整積算基礎の「体育実技用具費」を限度とする）	中学全学年 （当該用具を購入した者）	
卒業記念アルバム費	当該支給対象児童生徒が在学する小・中学校における前年度の卒業記念アルバム費の保護者負担額（100円未満の端数がある場合は、49円未満は切り捨て、50円以上は切り上げる。）	小学6年及び中学3年	
部活動費	当該年度の都区財政調整積算基礎の「部活動費」の額	中学全学年（部活動において用具等を購入した者）	柔道又は剣道部に所属する者のうち、体育実技用具費の支給を受ける者には支給しない。
医療費	実額	全学年	

- 備考 1 学用品費、通学用品費、入学支度金費、校外行事費及び修学旅行費（小学校）については、該当者に一律支給する。
- 2 学校給食費、校外宿泊費、修学旅行（中学校）、体育実技用具費、部活動費及び卒業記念アルバム費については、支給対象児童生徒の在学する小・中学校の学校長の実績報告に基づき支給する。
- 3 宿泊行事に参加を予定していた者が、行事の実施直前にやむを得ない事情により参加できないこととなったときは、当該費目ごとに定める支度金の額を支給することができる。また、これに伴い取消料が生じる場合は、これについても支給することができる。
- 4 自然宿泊教室で同一テーマの宿泊行事を前期と後期の2回に分けて実施する場合

は、2回をもって1回とみなす。

別表2（第7条関係）

支給費目	支給の開始・終了が年度途中である場合
学校給食費	支給期間の開始日から終了日までに食した分にかかる経費について支給する。ただし、支給要件を具備するに至った日から1カ月を経過した場合で、なおかつ、夏季休業日開始日以降に申請があったときは、支給期間の開始日の属する月に徴収する分から支給する。
学用品費 通学用品費 校外行事費	4月1日から夏季休業日開始日の前日までを第1期、夏季休業日開始日から規則第4条第1項第2号に定める冬季休業日の開始日（以下「冬季休業日開始日」という。）の前日までを第2期、冬季休業日開始日から3月31日までを第3期とする。年額の3分の1の額を1期分とし、支給期間の開始日の属する期から支給期間の終了日の属する期までの分を支給する。
入学支度金費	支給期間の開始日が、4月1日から5月1日までである場合に支給する。
校外宿泊費 修学旅行費（中学校）	支給期間の開始日から終了日までの間に旅行開始日のある行事にかかる経費について支給する。
体育実技用具費	支給期間の開始日から終了日までの間に当該用具を購入することとなった場合に支給する。
卒業記念アルバム費 修学旅行費（小学校）	支給期間の開始日から終了日までの期間が、本表に定める第3期にかかる場合に支給する。
部活動費	支給期間の開始日から終了日までの間に当該用具費を購入することとなった場合に支給する。

別表3（第9条関係）

支給日	支給費目	支給額又は支給対象
7月末日	学校給食費	4月～7月に保護者が学校に支払う額
	学用品費 通学用品費 校外行事費（小学6年生を除く。）	年額に3分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）
	校外行事費（小学6年生）	年額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）
	入学支度金費	
	校外宿泊費	7月15日以前に学校長から報告があったもの
9月末日	校外宿泊費	7月16日～9月15日に学校長から報告があったもの
12月末日	学校給食費	8月～12月に保護者が学校に支払う額

	学用品費 通学用品費 校外行事費（小学6年生を除く。）	年額に3分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）
	校外行事費（小学6年生）	年額から、年額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じた場合は端数を切り上げる。）を引いた額
	校外宿泊費	9月16日～12月15日に学校長から報告があったもの
3月末日	学校給食費	1月～3月に保護者が学校に支払う額
	学用品費 通学用品費 校外行事費（小学6年生を除く。）	年額から、年額の3分の1を乗じて得た額（10円未満の端数がある場合は端数を切り上げた額）に2を乗じて得た額を引いた額
	校外宿泊費	12月16日以降に学校長から報告があったもの
	修学旅行費	
	体育実技用具費	
	卒業記念アルバム費	
	部活動費	